Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）	（略）	（略）
メチルシクロヘキサン	100ppm	－
（略）	（略）	（略）
メチルナフタレン	（略）	（略）
メチル－ノルマル－ペンチルケトン	100ppm	－
（略）	（略）	（略）
２－メチルブタン－１－オール	（略）	（略）
メチルプロピルケトン	－	150ppm
（略）	（略）	（略）
沃素	（略）	（略）
ｄ－リモネン	３ppm	－
硫化ジメチル	10ppm	－
硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物	亜鉛として2.5mg／m³	－
（略）	（略）	（略）
りん酸	（略）	（略）
りん酸亜鉛	亜鉛として2.5mg／m³	－
（略）	（略）	（略）

備考

１　（略）

２　※の付されている短時間濃度基準値は、第２号ロの規定の適用の対象となるとともに、第３号ハの規定の適用の対象となる天井値。

Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
メチルナフタレン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
２－メチルブタン－１－オール	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
沃素（ようそ）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
りん酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

備考

１　（略）

２　※の付されている短時間濃度基準値は、第二号ロの規定の適用の対象となるとともに、第三号ハの規定の適用の対象となる天井値。

その他告示

○消費者庁・公正取引委員会告示第五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、マーガリン類の表示に関する公正競争規約（昭和六十三年公正取引委員会告示第十三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月三十一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子